

## 犯罪被害者支援の現状—地方公共団体の総合的対応窓口に対する調査をもとに (2)

## —相談受理のあった60か所の調査結果—

○ 武庫川女子大学 大岡 由佳 (006721)

上智大学 伊藤 富士江 (002189)

[キーワード]犯罪被害者、地方公共団体、被害者支援

### 1. 研究目的

犯罪被害者支援については、2006年の犯罪被害者等基本法の施行によって地方公共団体においても犯罪被害にあわれた方やそのご家族（以下、犯罪被害者等）への支援が行われるようになってきている。2016年4月に閣議決定した第3次犯罪被害者等基本計画においては、「地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進」が明記され、地方公共団体における犯罪被害者等の相談体制確立が喫緊の課題になっている。しかしながら、地方公共団体の総合的対応窓口の支援実態について把握できていない部分が多いのが実情である。そこで、本研究では、実際に犯罪被害者等の対応にあたる総合的対応窓口の全国調査を行い、その実態とそこから見えてくる体制整備の課題や方向性を明らかにする。

### 2. 研究の視点および方法

本研究は、地方公共団体における犯罪被害者支援の実態を、社会福祉の視点から調査したものである。「犯罪被害者等暮らし・支援検討会（くらし・えん）」の有志団体を母体に、調査内容の検討を行い実施した。都道府県・市区町村における犯罪被害者等支援総合的対応窓口の担当者を対象に、郵送にて調査協力の案内を送付し、WEB回答を依頼した。調査内容は、地方公共団体の属性、犯罪被害者等支援を行う総合的対応窓口の担当者の属性（専任の有無、資格、担当歴）、過去の相談か所数、取り扱った被害事案、窓口対応をするにあたっての体制（独自のパンフレット作成・配布の有無など）、連携先、その他（スーパーバイズ体制、研修参加の有無）、総合的対応窓口を充実させるための課題等であった。調査期間は、2016年2月22日-3月15日であった。なお、統計的検定にはSPSS19.0 for windowsを使用し $\chi^2$ 検定等を行った。有意水準は、1%と5%を採用した。

### 3. 倫理的配慮

調査を行うにあたって、調査依頼の際に調査協力が自由意思によるものであることを明確にし、文書にて説明を加えた。また、WEB入力終了後までにはいつでも調査参加の取りやめを出来ることを保証し、その調査協力参加を取りやめても決して職場で不利益を被らないよう最大限の配慮を加えた。日本社会福祉学会研究倫理指針を参考に量的研究のデータについては個人・組織が特定されないように数値化して管理保管した。

#### 4. 研究結果

全体で364か所の地方公共団体から回答（回収率20.3%）が寄せられたが、そのうち、「過去おおよそ1年間（2015年4月1日～2016年2月末日）で犯罪被害に関わる相談があった対応窓口」は60か所（18.0%）であった。

相談を受けていた対応窓口60か所の内訳は、関東18か所（30.0%）、近畿12か所（20.2%）の順で多く、一般市28か所（46.7%）、都道府県13か所（21.7%）の順が多かった。総合的対応窓口が置かれている部署は、市民に関わる部署で取り扱うことが40か所（70.2%）と最も多く、続いて、保健福祉に関わる部署6か所（10.5%）、総務に関わる部署8か所（14.0%）、その他（環境、市長室）3か所（5.3%）となっていた。担当職員数は、2人；21か所（36.2%）、1人；15か所（25.9%）、3人；14か所（24.1%）、4人；6か所（10.3%）の順に多く、兼務で担当する者が51か所（85.0%）と多かった。社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有するものは13か所（22.8%）で、8割は資格を有していなかった。扱ったことのある被害事案は、暴行・傷害等被害29か所（51.8%）、性暴力被害26か所（46.4%）、DV被害25か所（44.6%）、交通事故22か所（39.3%）、財産的被害・詐欺22か所（39.3%）、殺人・傷害致死14か所（25.0%）、虐待（児童・障がい・高齢）14か所（25.0%）の事案の順が多かった。受理した相談か所数でみると、10か所未満30か所（56.6%）、10か所以上23か所（43.4%）であった。さらに、その受理件数10か所を境として2群（10か所未満：件数少数群、10か所以上：件数多数群）で比較した。件数多数群の特徴として、独自の対応窓口用の案内パンフレットを作成・配布する傾向にあった。また、件数少数群よりも多種の他対応窓口と連携していた。さらに、件数少数群よりも「被害者等支援についての職員研修の開催」や「被害者等支援に関する市民講演会の開催」の事業を行う傾向にあった。加えて、件数多数群では、被害者対応を行うにあたって、専門的な助言・指導を受ける体制が取られていた。自由記述として、件数少数群では、普及啓発の必要性等について課題を感じており、件数多数群では、専門職の配置を求める声や、スーパービジョン体制の更なる充実を求める意見が目立った。

#### 5. 考察

現在、犯罪被害者支援窓口として相談を受けている地方公共団体は、数は限られてはいるものの、日ごろから、当事者団体を含めた他対応窓口と連携して相談対応を行っていた。相談件数が伸びてくると、その相談を受ける体制の充実や、相談を受ける職員のサポート体制（スーパーバイズ体制）を意識し始めることも確認できた。犯罪被害者支援を地方公共団体にて促進し、一人でも多くの市民に開かれたものにするためには、市民や地方公共団体の職員対象に研修会などを実施し普及啓発に努めることや、適切な相談員の配置など、多面的な方策を各担当窓口で実施していく必要性が明らかになった。なお、本結果は、文部省科学研究費による研究（課題番号25780360）の成果の一部である。